

広島県水道広域連合企業団建設工事における入札・契約の過程に係る
苦情申立てに関する要綱

令和5年4月1日制 定
令和7年7月1日一部改正
令和8年4月1日一部改正

(趣旨)

第1条 広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事とし、以下「工事」という。）の入札・契約の過程に係る苦情申立てに関する手続については、企業団一般競争入札事務処理要綱（事前審査型）又は企業団一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 この要綱において、入札契約担当職員とは、企業長又は工事の入札及び契約について企業長の委任を受けた者若しくは機関をいう。

(対象工事)

第2条 対象工事は次のとおりとする。ただし、予定価格が400万円を超えない工事及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事であって企業団の行為を秘密にする必要がある工事を除く。

- (1) 指名競争入札による工事
- (2) 随意契約による工事

(苦情申立てができる者及び申立てができる事項)

第3条 苦情申立てができる者及び申立てができる事項は、次のとおりとする。

契約締結の方法	申立てができる者	申立てができる事項
指名競争入札	当該入札と同一業種において企業長の資格認定を受けて広島県建設工事入札参加資格者名簿に登載されている建設業者（以下「資格者」という。）で、当該競争に参加できる者として指名されなかったもの	指名されなかった理由

随意契約	当該契約と同一の業種における資格者で、当該契約の相手方として選定されなかったもの	当該契約の相手方として選定されなかった理由
------	--	-----------------------

(苦情申立ての方法)

第4条 苦情申立ては、次表に掲げる期間内に、別紙様式第1号の苦情申立書（以下「申立書」という。）により入札契約担当職員に対して行うことができるものとする。

契約締結の方法	申立期間
指名競争入札	入札契約担当職員が指名理由の公表を行った日の翌日から起算して10日（企業団の休日を定める条例第2条に規定する企業団の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内
随意契約	入札契約担当職員が契約の相手方を選定した理由の公表を行った日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内

2 申立書が郵便により提出された場合には、その郵便物の通信日付印により表示された日に提出されたものとみなす。

(苦情処理手続の教示)

第5条 入札契約担当職員は、第3条の規定により苦情申立てができる者から苦情処理について求められたときは、苦情申立てができる事項、期間及び手続について教示しなければならない。

(苦情申立てへの回答)

第6条 入札契約担当職員は、苦情申立てを行うことができる最終日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に別紙様式第2号（以下「回答書」という。）により回答するものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(苦情申立ての却下)

第7条 入札契約担当職員は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に苦情申立ての適格を欠くと認められるときは、当該申立てを却下することができるものとする。

2 前項の規定により苦情申立てを却下したときは、当該苦情申立てを行った者（以下「申立者」という。）に対して別紙様式第3号によりその旨を通知するものとする。

(苦情処理結果の公表)

第8条 入札契約担当職員は、申立者に回答を行ったときは、企業団建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する要綱（第5条を除く。）の例により、申立者が提出した申立書及び入札契約担当職員が作成した回答書の写しを公表するものとする。

2 申立期間の徒過等により申立てを却下したときもまた、同様とする。

3 前2項の公表期間は、公表した日の属する年度及びその翌年度とする。

(その他)

第9条 この要綱の規定は、企業団測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱第3条の資格の認定を受けている者の苦情申立て等について、これを準用する。

この場合においては、次表左欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1条	建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事とし、以下「工事」という。）	測量・建設コンサルタント等業務（企業団測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱第2条に規定する業務とし、以下「業務」という。）
	工事	業務
第2条	工事	業務
	400万円	200万円
第3条	企業団建設工事入札参加資格者名簿	企業団測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿
	建設業者	者

2 前項の場合においては、第1条中、企業団一般競争入札事務処理要綱（事前審査型）又は企業団一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）の規定は適用しない。

3 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以降において指名理由の公表又は契約の相手方を選定した理由の公表を行う工事及び業務について適用する。

2 この要綱は、令和7年7月1日から施行し、同日以降において指名理由の公表又は契約の相手方を選定した理由の公表を行う工事及び業務について適用する。

（経過措置）

3 この要綱の施行の際現に入札の執行手続が完了している建設工事については、なお従前の例による。

4 この要綱は、施行日から令和8年3月31日までの間は、企業団事務局本部及び広島水道事務所が行う建設工事に適用する。

5 前項に規定する期間において、広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第5条第3項に規定する地方機関（広島水道事務所を除く。）が行う建設工事については、当分の間、法令その他別に定めのあるものを除くほか、構成団体（広島県を除く。）の契約規則、財務規則等をこの規程とみなして適用する。

- 6 前項の規定において、構成団体の要綱等の規定中「市」又は「町」とあるのは「企業団」と、「市長」又は「町長」とあるのは「企業長」と、部署、職名等については企業団の該当する部署、職名等にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、同日以降において指名理由の公表又は契約の相手方を選定した理由の公表を行う工事及び業務について適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に入札の執行手続が完了している建設工事については、なお従前の例による。